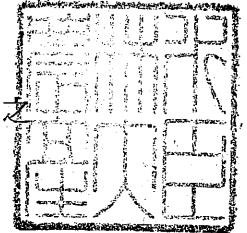


15消安第981号
平成15年8月5日

食品安全委員会
委員長 寺田雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料添加物として指定されているリボフラビンの基準・規格を改正すること。

飼料添加物として基準・規格を追加するに当たり意見を聴取する飼料添加物の概要

1. 品目名

リボフラビン

別名 ビタミンB₂

2. 指定要望者

コーキン化学㈱

3. 使用方法

配・混合飼料に混合し、家畜に給与する。

4. 使用目的及び効果

飼料の栄養成分であるビタミンB₂の補給

5. 食品安全委員会への意見聴取事項

上記の品目に関する、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定による新たな生産菌で製造されるリボフラビンの基準・規格の追加に伴う飼料添加物の基準・規格の改正（食品安全基本法第24条第1項第5号）



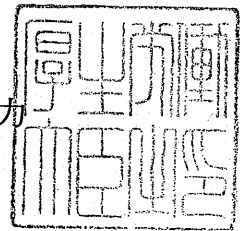
厚生労働省発食安第0805007号

平成 1 5 年 8 月 5 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第59条第1項の規定に基づき、平成15年8月5日15消安第980号にて、農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見の聴取があったものである。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる飼料添加物の食品中の残留基準を設定すること

リボフラビン